

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成26事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣による平成26年度の総合評価が「B」評価（標準評価）であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣による平成26年度の総合評価が「B」評価（標準評価）であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について

(1) 旧農業生物資源研究所及び旧農業環境技術研究所と共通の指摘事項*1

評価項目	平成26事業年度評価における主な指摘事項*2	平成27及び28年度の運営、予算への反映状況*3
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>(経費の削減) <今後の課題> 不適正な経理処理事案については、検収体制の強化等再発防止策に取り組んでいるところであるが、二度とこのようなことを起こさないよう今後の確実な取組を求める。 また、引き続き1者応札や競争性のない随意契約の解消、複数年契約の実施等に取り組むことにより、さらなる経費の節減に努めることを求める。</p>	<p>再発防止策が将来にわたって継続して実施され、不正経理事案発生未然防止となるよう不断の改善に取り組んでいるところである。具体的には、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員を対象とした各種研修の実施。 ・ハンドブックを利用した執行手続きの周知。 ・検収に関しては、つくば管理センターへ一元化し、適正な事務処理の徹底。 <p>また、研究者の利便性を高めるため、委託事業の報告や法人決算作業等のために制限している年度末における調達期間を拡大するとともに、試薬・研究用消耗品の一括単価契約の品目拡大による調達納期を短縮した。</p> <p>1者応札になった案件の多くは、特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができるよう規程等の改正を検討する等調達の合理化・簡素化を行った。 また、競争性のない随意契約や1者応札・応募になった案件については、入札説明書受領者、応札者に対しアンケートを実施すること等により、改善を図っている。</p>

<p><審議会の意見> 適正な経理処理がなされることを期待する。</p>	<p>さらに、四半期毎の発注情報をホームページ公表により、入札等に参加しやすい環境を整えた。</p>
<p>(評価・点検の実施と反映) <今後の課題> 今後は成果の創出にとどまらず、研究成果の社会還元がより強く求められる。現場の問題を解決しうる成果が創出されるよう、評価・点検体制の改善を求める。 また、職員の業績評価システムについては、今後農研機構に求められる役割やキャリアパスの複線化を踏まえて、研究者を含む多様なポストを評価しうる新たな仕組みの構築が急務である。</p>	<p>生産現場の問題を解決する研究開発を最優先課題と位置付け、地域農業研究センターの機能強化、現場ニーズに直結した研究推進を実現する体制とした。4 法人が統合した平成 28 年度からは、評価委員会については、生産者、企業、農協等の評価委員を 4～5 名から 7 名と大きく増やし、研究成果の社会還元重点を置いた評価体制とし、評価結果が研究資源の配分に適切に反映するシステムの構築を進めている。 ミッションが多様化する研究職員の業務について、能力・情意・業績を適正に評価して資質向上に資するとともに、処遇へ反映するために、多様な業務の実績を多角的に評価する「業績評価」、及び業務の進め方についてその能力と情意を評価する「職務遂行能力評価」を組み合わせ、期首に設定した目標に対する達成度を、ポストに応じて評価する目標達成型の新たな人事評価システムの導入を図るため準備を進めている。</p>
<p>(研究資源の効率的利用及び充実・高度化) <今後の課題> 統合後の体制においては、研究施設・機械の有効活用や集約化等による維持管理費の一層の抑制を求める。 また、農林水産研究基本計画（農林水産省農林水産技術会議事務局 27 年 3 月）においては、都道府県の農業革新支援専門員等の現場関係者と密に情報・意見交換を行い、ニーズの把握や課題抽出に取り組むコミュニケーターや産学官連携を推進する専任のコーディネーターの配置を求めているところである。統合を予定している法人と連携の上、これら人材の確保・育成に向けた取組を求める。</p> <p><審議会の意見> 女性研究者育成について努力が認められる。さらな</p>	<p>統合新法人において、新たに高度解析センターを設置し、研究施設・機械の有効活用や更なる集約化を進めるとともに、研究資源集約化委員会を設置し、維持管理経費の抑制に取り組む。 農林水産技術コミュニケーターや産学官連携コーディネーターの人材の確保・育成に向けた取組について、平成 28 年 4 月より、現場ニーズの把握や産学連携の促進のため、全ての地域農業研究センターに農業技術コミュニケーター、産学連携コーディネーターを配置したところであり、研修等によるこれらの人材のスキル向上等に努める。</p> <p>平成 27 年度までの行動計画に引き続き、平成 28 年度から</p>

<p>る努力を期待する。</p>	<p>は、女性活躍推進法、次世代育成支援法に基づき策定した新たな行動計画において女性職員の採用及び登用の数値目標を定め、女性割合の向上及び積極的な登用に取り組んでいる。 具体的には、平成27年度、平成28年度ともに常勤研究職員の新規採用における女性割合が30%以上を目標に積極的に採用するとともに、幹部登用に当たっては、女性管理職の割合が前期実績を上回るような配置を目指す等、男女共同参画に係る取組を強化している。</p>
<p>(研究支援部門の効率化及び充実・高度化) <今後の課題> 法人統合に向けては、これまで取り組んだ業務の共通性の洗い出しを踏まえ、システム・体制の円滑な統合に向けた検討を求める。</p>	<p>4 法人統合に併せて、会計・人事給与・化学物質安全管理等各種業務システムの一元的に行うとともに、つくば地区内で共通する業務が多い物品の調達と検収、営繕については、「つくば管理センター」を、研究技術支援については「つくば技術支援センター」を設置し、それぞれの業務について一元的に運用している。</p>
<p>(産学官連携、協力の促進・強化) <今後の課題> 今後は研究成果の社会還元をより加速化する観点から、民間企業と連携した成果の実用化研究や、公設試等と連携した成果の普及・展開活動がより一層求められる。これまでの推進体制に加え、都道府県の農業革新支援専門員等の現場関係者と密に情報・意見交換を行い、ニーズの把握や課題抽出に取り組むコミュニケーターや産学官連携を推進する専任のコーディネーターの配置等も含めて、産学官連携に向けた一層の体制強化を求める。 また、JIRCASの行う海外への人材派遣等についても、積極的に協力するほか、農研機構が行う試験研究についても、JIRCASのこれまでの研究蓄積や人的ネットワークが活用できる分野については、より連携を深めることを求める。</p> <p><審議会の意見> 研究成果の実用化等、社会還元を期待する。</p>	<p>研究成果の社会還元に向けて、様々な機会を活用し成果の普及に努めてまいりたい。また、全地域農業研究センターに、「農業技術コミュニケーター」を新設し、都道府県の農業革新支援専門員や農業者等との情報・意見交換を通じて地域の現場ニーズの把握や問題点の抽出、共同研究の組立て等を強化するとともに、産学連携室を設置し、「産学連携コーディネーター」を配置して、地方自治体、地域の研究機関、普及組織、実需者等を結ぶハブとして、産学官連携体制の強化に向けた取組を進めてまいりたい。なお、旧農業生物資源研究所への指摘事項として言及された「作物ゲノム育種研究センター」については、旧農研機構の作物研究所とともに「次世代作物開発研究センター」として新設され、基礎から応用まで一貫した研究体制により、作物育種等に関する産学官連携の促進・強化に取り組んでいる。 JIRCASとは海外への人材派遣や試験研究等、積極的に連携を進めてまいりたい。</p> <p>研究成果の社会還元に向けて、様々な機会を活用し成果の</p>

	<p>(海外機関及び国際機関との連携の促進・強化) <今後の課題> 統合後の新法人においては、これまでの生物研、農環研の役割も引き継ぎ、かつ、食料安定供給と我が国が果たすべき国際的責務を考慮し、海外機関や国際機関との連携を今後も期待する。</p>	<p>普及に努めてまいりたい。</p> <p>統合新法人の企画調整をする部署に新たに「国際室」を設置し、科学技術協力に関する政府間協定等を活用し、海外機関や国際機関との共同研究等を推進することとしている。また、旧農業生物資源研究所及び旧農業環境技術研究所の役割を引継ぎ、生命科学分野での国際的なイニシアティブの確保に向けた取組（OECD 環境局のバイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会への参加等）、農業に関する環境科学分野での国際的なイニシアティブ確保に向けた取組（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）への参加等）も推進する。</p>
<p>国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>(生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進) <今後の課題> 平成 25 年度補正予算「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」（うち全国実証）については、研究終了に向けて運営委員会の開催等により、PD、PO が適切な進捗管理、事業実施主体への助言、指導を行う。それぞれの研究テーマに係る成果を全国に普及させることが課題である。 SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）等については、平成 28 年度に向けて中間評価を行い、PD、PO の指導によるメリハリのある研究の進行管理に努める。 異分野融合研究については、社会実装につながる研究成果の共有、拠点研究機関と補完研究機関との連携による国内外への情報発信に努める。 事業化促進研究については、事業化による研究目標に向けた研究成果を審査し、研究の方向性等、PD、PO による適切な進捗状況の把握管理及び事業実施主体への助言・指導を行う。</p>	<p>「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」（うち全国実証）については、運営委員会を開催し、26 年度末に開催された体系別検討会・分野別評議委員会での指摘、評価等を踏まえ、研究終了年度である 27 年度に向けた進捗管理等について検討を行った上で、PD、PO 等が適切な進捗管理を行うための研究コンソーシアムからの毎月の研究進捗状況の報告徴収等とそれに基づく助言・指導や特に評価の低かった研究コンソーシアムからのヒアリングと助言・指導を行った。また、各研究課題に係る成果を全国に普及させるため、特に優れた成果についての中間成果発表会を開催し、当該発表内容の HP での公表、メールマガジンによる情報提供等を行うとともに、アグリビジネスフェアでの各研究課題の取組内容や成果の紹介、現地検討会の積極的な開催を推進した。平成 28 年度から新たに、経営的な観点も含んだ現場に理解されやすい成果集を作成し、当該成果集を生研支援センターのウェブサイトの掲載や県庁等の関係部局に提供することにより、成果の情報発信を強化し、現場への普及に努めて参りたい。SIP については、研究課題ごとにワーキンググループ等を開催し、PD、PO 等の指導の下、研究を推進すべき課題と見直すべき課題を検討する等メリハリのある研究の進行管理を図っている。なお、中間評価については、事業の</p>

<p><審議会の意見> PD、PO については公表すべきである。また、PO については外部有識者及び専門家の登用を積極的に図るべきである。</p>	<p>中間年に当たる平成 28 年度に実施することとしている。 異分野融合研究については、拠点研究機関と補完研究機関との連携を強化し、研究成果・課題の共有や研究課題の解決、研究の加速化を行うための研究推進会議を開催するとともに、拠点研究機関と補完研究機関が連携して、国内外でのワークショップの開催等を実施した。また、「知」の集積と活用場のセミナー及びポスターセッション等の利用やアグリビジネス創出フェアにおいて紹介する等により広く公表を行っている。 事業化促進研究については、単年度評価を実施して研究成果を評価しているが、3 か年の中間にあたる課題については、書面だけではなくヒアリングを実施し、進捗状況を確認し、助言指導及び資金配分への反映を行っている。</p> <p>PD には、農研機構の理事等役員が任命されており、氏名等を公表している。 平成 27 年度までに開始した事業については、PO は、研究管理の経験を有する専門家を常勤の契約職員として生研支援センターで雇用し、任命しているが、氏名等の公表は行っていない。 一方、平成 28 年度から新たに開始した事業の PD、PO については、外部有識者を中心として任命しており、それらの者については、平成 28 年度中に氏名等の公表を行う予定である。</p>
<p>(生物系特定産業技術に関する民間研究の支援) <今後の課題> 民間実用化研究事業について、受託者からの売上納付の促進に向け引き続き積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p><審議会の意見> 民間企業による売り上げが低かったことから、今回の評定は妥当である。民間企業の事業化による売り上げの増加を期待している。</p>	<p>受託者の事業化への取組状況や売上納付額の精査等の追跡調査を実施し、製品の種類、製品化の状況を確認するとともに、完成度に応じた助言を行っている。 製品化への調整を行っている段階では、想定される需要者のニーズに合致した製品となるよう業界団体への橋渡しの打診を行い、また、製品が販売されている場合には、製品の認知度の向上が最優先と考え、各種イベントにおいて、製品展示、チラシの配布、プレゼン等を行い認知度向上に努めている。さらに、農業者が利用する製品の場合は、行政関連の会議において製品を紹介する等業界団体、行政ルートを通じた働きかけを行って、売上向上に向けた支援を実施している。</p>

	<p>以上のような効率的かつ効果的なマネジメント体制の構築と実施のために、新たに外部有識者を活用した事業者への指導・助言を図ること等を通じ、平成 27 年度に策定した「繰越欠損金に関する計画」を平成 28 年度から実施中である。</p>
<p>(農業機械化の促進に関する業務の推進) <今後の課題> 開発した機械については普及啓発資料の作成等の取組を期待する。</p> <p><審議会の意見> 機械の開発については、中期目標・計画を踏まえ、順調な進捗状況を確認できた。業務運営についても指標にもとづく実施が確認できた。現場への着実な普及を期待する。 先進的農業者との意見交換等を通じ、各種の農業機械の開発に成果を上げている。また、農業機械作業の安全性に関わる情報提供や講習会・研修会を開催して社会貢献をしている。</p>	<p>普及啓発資料については、パンフレット、ウェブ等の形で発信しているところである。また、展示会やイベントの参集者に合わせた資料づくりや、農業関係者等に分かりやすい内容づくりに努めている。</p> <p>今後とも、現地検討会、セミナー、パンフレット、ウェブ等で農業関係者等に分かりやすく、利用しやすい研究開発成果内容の情報提供を行ってまいりたい。</p>
<p>(行政部局との連携) <今後の課題> 行政部局と連携の上、行政ニーズに対応した成果が創出されるよう、引き続き緊密な連携とそれを踏まえた研究に取り組んで欲しい。</p> <p><審議会の意見> 農研機構・地域農業研究センターを核に、県・県農試・普及指導員と連携した技術開発や現場指導に期待する。</p>	<p>レギュラトリーサイエンス、災害対応等で行政部局とは積極的に連携している。平成 27 年度は、新たに「二国間植物検疫協議アドバイザーグループ」に複数の研究者が協力しており、消費・安全局植物防疫課との新規の連携に取り組んでいる。平成 28 年度においても、行政部局との会合は多数予定されており、緊密な連携の維持を図る。</p> <p>公設試等との連携については、主として各地域の農業試験研究推進会議においてその方策を協議しており、現場からの要望を取り入れているところである。その結果として、地域マッチングフォーラムや各種シンポジウム等を時宜を得て開催している。 第 4 期中長期計画においては、地域農業研究センターのハブ機能等の強化を目指し、アドバイザーボードを新設する</p>

	<p>とともに、産学連携コーディネーター並びに農業技術コミュニケーターを配置する等、研究ニーズの収集、地域農業が抱える課題への対応等を効率的に行う取組を一層強化している。</p>
<p>(研究成果の公表、普及の促進) <今後の課題> 一般消費者や生産者とのコミュニケーションの結果を踏まえ、現場対応と技術普及に引き続き取り組み、わかりやすいマニュアルの整備等に努めることを期待する。</p> <p><審議会の意見> 輸出向けイチゴ輸送形態の実証、機能性給茶器の現場普及や、特許許諾数、プレスリリース数等の目標を上回る実績は高く評価でき、今後とも研究成果の迅速な現場への普及を期待する。 「多様な媒体を活用した情報発信」にむけた努力が認められる。とりわけ、センターを一般公開し、消費者とコミュニケーションを図るイベントは国民的理解促進に効果的と思われる。 サイエンスカフェ開催等を行い、研究成果の普及に努めているが、一般市民への普及になお一層努めていただきたい。</p>	<p>農研機構の育成品種やその栄養的特徴等を研究員が自ら紹介する「食のセミナー」、地域マッチングフォーラム等の成果普及イベントでは、参加者へのアンケート調査を実施しており、そこで収集した意見は、今後の成果移転活動の質的向上のための参考に活用している。プレスリリース資料、マニュアル等、研究開発成果の技術移転のための素材については、専門的知識を持たない者でも理解しやすいよう、専門用語の使用を控え、平易な内容で作成するよう留意し、引き続き双方向コミュニケーションを進める。</p> <p>今後も研究センター等の一般公開、食のセミナー、市民セミナー等の一般市民向けの技術紹介の機会を充実させ、研究開発成果及びそれが国民生活に役立っていることの周知に努めてまいりたい。</p>
<p>(専門研究分野を活かしたその他の社会貢献) <今後の課題> 農研機構の有する総合力を活かした、社会の安全・安心への貢献を今後も期待する。</p>	<p>分析や鑑定の実施、国際機関や学会等への協力等、様々な場面で社会に貢献している。平成 27 年度は、動物衛生研究所が牛疫のウイルス株・ワクチンの移管受け入れ機関として、OIE（国際獣疫事務局）から新たに指定を受けたことに伴い、その態勢を整備する等の取組を行った。平成 28 年度においても引き続き専門知識を活かした社会貢献を行っていく。</p>

<p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項等</p>	<p>(人事に関する計画) <今後の課題> 引き続き、多様な雇用形態による人材確保や、女性研究員の採用、登用について期待する。</p> <p><審議会の意見> 女性研究者支援、育成について、努力は認められる。支援が継続して行われることを期待する。</p>	<p>平成 27 年度までの行動計画に引き続き、平成 28 年度からは、女性活躍推進法、次世代育成支援法に基づき策定した新たな行動計画において女性職員の採用及び登用の数値目標を定め、女性割合の向上及び積極的な登用に取り組んでいる。</p> <p>また、人材確保については、クロスアポイントメント制度等の活用により雇用形態の多様化を図るとともに、人件費予算の状況等を踏まえつつ、世代別人員構成の平準化を図る観点から若手職員の積極的な採用を行うこととしている。</p> <p>女性研究員の出産・育児等のライフ・イベントと業務の両立支援策として、研究支援要員（契約職員）雇用のための経費補助等を継続して実施している。</p>
	<p>(法令遵守等内部統制の充実・強化) <今後の課題> 再発防止策を策定し、実施しているところであるが、二度とこのようなことを起こさぬよう今後の確実な取組を求めるとともに、内部統制及び監事監査機能の強化と、役職員のコンプライアンス意識の向上を図るための具体的な対策の策定と実施を強く求める。</p> <p><審議会の意見> 過年度の研究費の不正使用の発覚や植物防疫違反などに加え、26 年度さらに不適正な経理処理事案の発覚等、法令違反事案が発生したことは極めて残念であるが、早期の全容解明と原因分析、及び内部統制強化策を早期に実行されたい。 植物防疫法に基づく輸入時の検査を受けずに種子を輸入した事案の再発防止については、農水省所管の法人として徹底していただきたい。</p>	<p>農研機構は、一連のコンプライアンス違反事案を深く反省し、内部統制環境、内部統制活動、リスクマネジメント、情報伝達体制、モニタリング体制について改善を図ってきたところである。平成 27 年度より役員会の開催を週 1 回として、迅速な意志決定を行う体制を整え、コンプライアンス室の要員も 5 名に増員する等の手立てを講じてきたところである。</p> <p>平成 25 年に明らかとなった、植物防疫法違反、ソフトウェアのライセンス違反、情報セキュリティ違反及び不適正経理問題を受け、平成 25 年度、26 年度にかけて、農研機構の全研究拠点でのコンプライアンス研修と植物防疫法に関する研修を実施し、理解度の検証も実施してきたところであるが、今後も継続して、研修を実施することとしている。特に、研究費の不適正経理問題に対しては、「研究費の不正使用等の防止に関する規程」を拡充整備した。また、調査委員会による徹底した調査がなされ、平成 27 年 12 月 22 日の最終報告において全容解明と発生要因の分析に基づく再発防止策の提言がなされたところである。また、全役職員を対象としたコンプライアンス自己点検やリスクマネジメントにおける意見集約、監事による原因解明のための聞き取り調査の結果から</p>

	<p>発生要因の解析を行い、「研究費の不正使用等防止計画」を策定した。今後は、この計画を的確に実施していくこととしている。</p> <p>平成 28 年度からは、内部統制環境を充実強化するため、リスク管理・コンプライアンス担当理事を置くとともに、本部にはリスク管理部を置いた。一方で、本部組織だけでは、リスク情報の把握が不十分になることから、各研究センター等にリスク管理専門部署として本部リスク管理部が統括する「リスク管理室」を設置し、さらに、5 名程度のグループ又はユニットを複数設け、グループ等、研究領域、研究センター等の組織単位での情報伝達・指導が的確に行われる体制を構築した。リスク管理部署は、この体制を活用し、現場リスクの把握に努めるとともに、迅速できめ細かい対応を実施し、監査部門では、この体制及び活動が有効に機能しているかについてモニタリングし、統制環境、統制活動、リスク管理、情報伝達体制に適切に反映させている。加えて、監事の補助を行う職員の充実や調査権限の付与、内部監査や監査法人との連携強化等の措置を実施した。また、法令遵守やリスク管理に関する情報を全役職員に適切に伝達し、コンプライアンス意識の向上を目指して、情報共有システムや e-ラーニングシステムも活用しつつ、引き続き研修を実施している。</p>
--	--

- *1：「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進」、「生物系特定産業技術に関する民間研究の支援」及び「農業機械化の促進に関する業務の推進」は、農研機構にのみ適用される項目。
- *2：＜今後の課題＞は主務大臣からの指摘事項を、＜審議会の意見＞は農林水産省国立研究開発法人審議会からの指摘事項を示す。
- *3：平成 28 年度については、平成 28 年 4 月 1 日に統合した旧農業生物資源研究所及び旧農業環境技術研究所への指摘に対する反映状況を含む。

(2) 旧種苗管理センターへの指摘事項

評価項目	平成 26 事業年度評価における主な指摘事項	平成 28 年度の運営、予算への反映状況
栽培試験業務の効率化	栽培試験の公募による委託品種数の拡大については、一定レベルの質を維持するために受託者への技術指導等に取り組む等の点は評価できるものの、労力的な負担が大きい、報告書作成が難しい等のアンケート回答が多くなっているのが実状であり、このことも含め栽培試験を効率的に実施するためにはどのような方	委託先の公募は栽培試験の効率的な実施につながらないため、委託相手を幅広く検討するとともに、農研機構への統合を機につくば地区の用地の確保、栽培試験を行う農場ごとの対象植物の見直し等、効率化の方策を広く検討している。

<p>調査研究業務の効率化</p>	<p>策があるのかを検討していくことが今後とも重要である。</p> <p>栽培試験に係る対象植物等の種類の大幅な拡大や栽培試験終了から農林水産省への報告書提出までの日数を着実に短縮化したことは評価できるが、報告書の質の低下や職員の負担が過大にならないよう、次期中長期計画策定に当たっては留意が必要である。</p> <p>平成26年度に発生した黒あし病に対する調査研究を進められたい。</p>	<p>農研機構第4期中長期計画に基づき、栽培試験の実施点数は前年度出願点数（資料調査によるものを除く）の70%以上、栽培試験結果報告書の農林水産省への提出は栽培試験終了後平均80日以内と、いずれも第3期中期目標の最終年度と同水準の目標になった。さらに、報告書の質の低下や職員への過大な負担を回避するため、人材育成や、栽培試験を実施する農場ごとの対象植物の見直しを進めている。</p> <p>引き続き農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の「健全種ばれいしょ生産のためのジャガイモ黒あし病の発生要因の解明と高度診断法の開発」（平成27～29年度）において、北海道農業研究センター等と連携し、黒あし病発生生態の解明等に取り組んでいる。</p>
-------------------	---	--